

## きりゅうセレクト認定委員会設置要綱

(令和5年8月14日施行)

### (設置)

第1条 きりゅうセレクトの認定を行うにあたって、公平かつ適正に審査を行うため、きりゅうセレクト認定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、きりゅうセレクトの認定を受けようとする商品等(以下「商品等」という。)について、きりゅうセレクト認定事業実施要綱(令和5年8月14日施行)第4条に掲げる認定基準に照らし、審査する。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者により組織する。

- (1) 地域産業の振興に識見を有する者
- (2) 地域産業に関わる団体であって、団体の代表者又は代表者より推薦を受けたもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

2 認定委員は、10名以下とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、認定委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長を務め、議事を進行するものとする。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長が指名した者がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 認定委員の任期は、任命の日から申請があった商品等について審査し、その選考を終えた日までとする。

### (会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。
- 3 委員長は、審査のために必要に応じて委員以外の者の出席を求め、商品等の見本を提出させ、説明及び意見を求めることができる。

### (秘密保持義務)

第7条 認定委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員を退いた後においても、同様とする。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業経済部観光交流課が行う。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月14日から施行する。